

流山市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と自治会等、事業者等、警察署、医療機関、社会福祉協議会及び地域包括支援センターとの連携による地域の見守りを実施すること（以下「地域見守りネットワーク事業」という。）により、市内に居住する者が地域社会から孤立することを防止し、地域での支え合いを図り、もって安心して生活できる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 見守り 次のア又はイに掲げる行為をいう。

ア 訪問、声かけ又は様子の確認

イ 異変の報告

(2) 異変 日常の生活において明らかに不自然な状況をいう。

(3) 自治会等 自治会若しくは地区社会福祉協議会の構成員又は民生委員・児童委員をいう。

(4) 事業者等 市内で活動する事業者及び団体（自治会等、医療機関、社会福祉協議会及び地域包括支援センターを除く。）をいう。

(見守りの実施)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市内に居住する前条第1号アの見守り（以下「訪問の見守り」という。）を希望するものについて、訪問の見守りを行うものとする。

(1) 65歳以上の者のみの世帯に属する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの

(3) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が（（A））、（（A））の1、（（A））の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に

規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級又は2級のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 市長は、市民を対象として、前条第1号イの見守り（以下「異変の見守り」という。）を行うものとする。

（見守りの申込み）

第4条 訪問の見守りを希望する者は、流山市地域見守り申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、訪問の見守りの申込みがあったときは、その内容を審査して承諾又は不承諾を決定し、流山市地域見守り承諾（不承諾）通知書（別記第2号様式）により当該申込みをした者に通知するものとする。

（見守りの終了）

第5条 前条第2項の規定により承諾に係る決定を受けた者（以下「見守り実施対象者」という。）は、第3条第1項に該当しなくなったとき又は訪問の見守りを必要としなくなったときは、流山市地域見守り非該当（辞退）届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により訪問の見守りの非該当又は辞退に係る届出があったときは、当該届出をした者の訪問の見守りを終了するものとする。

3 市長は、見守り対象者が第3条第1項に該当しなくなった場合において、第1項に規定する届出を行わないときは、前2項の規定にかかわらず、訪問の見守りを終了することができる。

4 市長は、前2項の規定により訪問の見守りを終了したときは、流山市地域見守り終了通知書（別記第4号様式）により当該見守りを終了した者に通知するものとする。

（変更）

第6条 見守り実施対象者は、申込書の内容に変更が生じたとき（第3

条第1項に該当しなくなつたときを除く。)は、流山市地域見守り変更届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(見守りの取消し)

第7条 市長は、見守り対象者が虚偽その他不正の手段により訪問の見守りの承諾の決定を受けた場合は、当該承諾の決定を取り消すことができる。

(見守りの依頼)

第8条 市長は、見守りの実施を自治会等又は事業者等に依頼することができる。この場合において、事業者等に依頼できる見守りは、異変の見守りに限る。

2 市長は、前項の規定による依頼をするときは、流山市地域見守りネットワーク事業見守り依頼書(別記第6号様式)により行うものとする。

(見守りの承諾)

第9条 自治会等又は事業者等は、前条第1項の規定による依頼について承諾するときは、流山市地域見守りネットワーク事業見守り承諾書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

(見守りの協定)

第10条 市長は、前2条の規定にかかわらず、自治会等又は事業者等が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項の個人情報取扱事業者であるときは、当該個人情報取扱事業者と見守りを行うことについて協定書を締結することにより見守りの依頼及び承諾をするものとする。

(訪問の見守りに関する情報の提供)

第11条 市長は、必要に応じ、見守り実施対象者に関する情報を前2条の規定により市長の依頼を承諾した自治会等(前条の規定により協定書を締結する場合を含む。以下「協力員」という。)に提供するものとする。

(連携機関)

第12条 市長は、市の区域を管轄する警察署、医療機関、社会福祉協議会及び地域包括支援センターに見守り事業への連携を要請するものとする。

2 前項の規定による要請に同意するもの(以下「連携機関」とい

う。)は、連携機関の主たる業務を行う上で見守り事業に協力するほか、見守り事業で行う会議等に参加する等見守り事業に協力するものとする。

(地域見守りネットワークの構築)

第13条 市長は、見守り事業の円滑な推進を図るため、市、協力員、第9条の規定により市長の依頼を承諾した事業者等(第10条の規定により協定書を締結する場合を含む。以下「協力事業者等」という。)及び連携機関により構成される地域見守りネットワークを構築するものとする。

(公表)

第14条 市長は、協力員、協力事業者等の名称等を市のホームページ等により公表するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 協力員及び協力事業者等は、見守りの実施事業において知り得た個人情報を地域見守りネットワーク事業を実施するためのみに使用しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成24年6月29日から施行する。

別 記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

流山市地域見守り申込書

申込日：平成 年 月 日

(宛先) 流山市長

申 込 者	氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日
	住 所		電話番号	
	自治会名	自治会		
見守りを必要とする理由	1・65歳以上の者のみの世帯に属する者 2・障害 3・その他			
① 緊急の連絡先	氏 名		続 柄	
	電 話 番 号			
	住 所			
② 緊急の連絡先	氏 名		続 柄	
	電 話 番 号			
	住 所			
署 名	この情報を、見守りのため、協力員に提供することに同意します。			
	氏 名			印

*この情報は、見守り以外に使用することはありません。

*障害の種類や程度について協力員に知らせる必要がある場合は、3・その他に記入してください。

第2号様式（第4条関係）

流山市地域見守り承諾（不承諾）決定通知書

様

流山市長

年 月 日付けで申込みのありました流山市地域見守りネットワーク事業における訪問の見守りの利用について、下記のとおり承諾（不承諾）としましたので通知します。

記

- 1 承諾
氏名
住所

- 2 不承諾
理由

第 3 号様式 (第 5 条関係)

流山市地域見守り非該当 (辞退) 届

宛先 流山市長

見守り実施対象者

住 所

氏 名

流山市地域見守り非該当 (辞退) となりましたので届け出ます。

記

非該当 (辞退) 理由

第4号様式（第5条関係）

流山市地域見守り終了通知書

様

流山市長

印

年 月 日付けで流山市地域見守りネットワーク事業における訪問の見守りについて終了したことを通知します。

記

終了の理由

第5号様式（第6条関係）

流山市地域見守り変更届

変更日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

（宛先）流山市長

見守り実施対象者

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり申込書の内容に変更が生じたので届けます。

見守り対象者 実施	住 所			
	電話番号			
	自治会名	自治会		
見守りを必要とする理由	1・65歳以上の者のみの世帯に属する者 2・障害			
	3・その他			
① 緊急の連絡先	氏 名		続 柄	
	電 話 番 号			
	住 所			
② 緊急の連絡先	氏 名		続 柄	
	電 話 番 号			
	住 所			
備 考				

第 6 号様式（第 8 条関係）

流山市地域見守りネットワーク事業見守り依頼書

自治会等・事業者等名

代表者等氏名

様

流山市地域見守りネットワーク事業における（異変の）見守りを依頼いたします。

年 月 日

流山市長



第7号様式（第9条関係）

流山市地域見守りネットワーク事業見守り承諾書

（宛先）流山市長

流山市地域見守りネットワーク事業における（異変の）見守りを行う
ことを承諾します。

年 月 日

自治会等・事業者等名
代表者等氏名



